

平成19年度版

要 覧

財団法人 伝統文化活性化国民協会

目 次

| | |
|--|----|
| 「設立にあたって」 | 1 |
| 会長・理事長 平山 郁夫 | |
| 「伝統文化の活性化を願って」 | 2 |
| 最高顧問 綿貫 民輔 | |
| 概 要 | 3 |
| 業務内容 | 4 |
| 顧問・役員・評議員の紹介（平成 19 年 6 月 30 日現在） | 5 |
| 平成 19 年度事業計画（概要） | 6 |
| 平成 19 年度収支予算（概要） | 7 |
| 平成 18 年度事業報告（概要） | 8 |
| 平成 18 年度収支決算（概要） | 9 |
| 平成 18 年度伝統文化支援事業採択一覧 | 10 |
| 平成 18 年度地域伝統文化功労者表彰 被表彰者一覧 | 11 |
| 平成 18 年度伝統文化活性化シンポジウムの開催概要 | 12 |
| これまでのあゆみ | 13 |
| 寄附行為 | 16 |
| 平成 18 年度賛助会員として御支援いただいた、..... 法人、団体、個人並びに特別寄付をいただいた皆様 | 20 |
| 賛助会員・寄付金状況等 | 21 |
| 賛助会員と寄付の募集について | 22 |

「設立にあたって」



財団法人 伝統文化活性化国民協会
会長・理事長
平山郁夫

私たちは、私たちの先人たちにより幾世代にわたって、受け継ぎ、伝え残されてきた伝統文化遺産を享受し、現代に生かされているといえます。しかし、今日、グローバル化という世界規格化や、世界規模の経済発展の進む中で、我が国の長い歴史に育まれた伝統文化は、日本的な風俗習慣や価値観などが稀薄化してゆく時流の中でないがしろにされ、忘れ去られようとしているように思えてなりません。

日本人をして日本人たらしめている独自性、いわゆるアイデンティティーを構成する要素のひとつが伝統文化であると考えれば、この伝統文化を守り、伝えていくことこそが、日本人としての主体性や独自性が揺らいでいる今日の我が国にとって、切実に必要とされているのではないのでしょうか。

地域社会での、年中行事や通過儀礼、また、

祭り・神楽や、紙漉き・陶芸・木工などの伝統文化は、地域の生活共同体の協力の上に成り立つものであります。そうした地域社会での協力の基盤が、年々弱体化する中で、これらの伝統文化もまた衰退の危機に瀕しており、早急な支援の方策が必要とされております。

現代社会の激しい生活の変化の中で、ともすれば忘れ去られ、衰退の危機にある地域社会の伝統文化を、是非とも今のうちに活性化させ、次世代に継承させていきたいと考えております。

このような目的意識から始められた私たちの活動に、是非御理解を賜り、御協力下さるよう、心からお願い申し上げます。

「伝統文化の活性化を願って」



財団法人 伝統文化活性化国民協会
最高顧問
綿貫民輔

わが国は、明治以来、世界に例をみない規模と速さで飛躍的な経済的社会的発展を遂げてまいりました。しかし、戦後の猛烈な経済成長に反比例するかのごとく、国民の間にはともすれば「公」の概念が希薄になり、家庭や地域の生活共同体の機能が著しく低下してきているように思われます。今日のこのような混迷から脱出し、社会の秩序を回復させ、活力ある気風を喚起するためには、わが国の誇るべき歴史と伝統、それに培われた地域社会に根づく醇風美俗を確認し、これを継承し発展させていくことが重要であると考えます。

そのような問題意識から、平成12年2月に、私ども国会議員有志が日本伝統文化活性化議員連盟を結成いたしました。伝統文化の活性化を、実行の伴う一大国民運動とするためには、基幹となるべき財団が必要であります。このような認識から、議員連盟は財団法人伝統文化活性化

国民協会の創設に努力してまいりました。

平成13年7月に、ようやく伝統文化活性化国民協会が財団法人として発足することとなりました。国民協会は、全国各地における伝統文化であるお祭り・神楽や年中行事、陶芸・漆芸・織もの・紙漉き、などの活動を支援し活性化することを目的として活動を進めていることは、誠に喜ばしく、心よりその成長を支援するものであります。

今後、会長・理事長であられる平山郁夫先生をはじめ、関係の皆様のご尽力によって、設立の趣旨に則り、各地域社会における伝統文化が活性化され、もって地域社会の活性化と青少年の健全な育成が図られることを期待しています。

議員連盟としては、当協会と共に相協力して着実に成果を上げるべく、さらに努力を重ねることを誓ってご挨拶と致します。

概 要

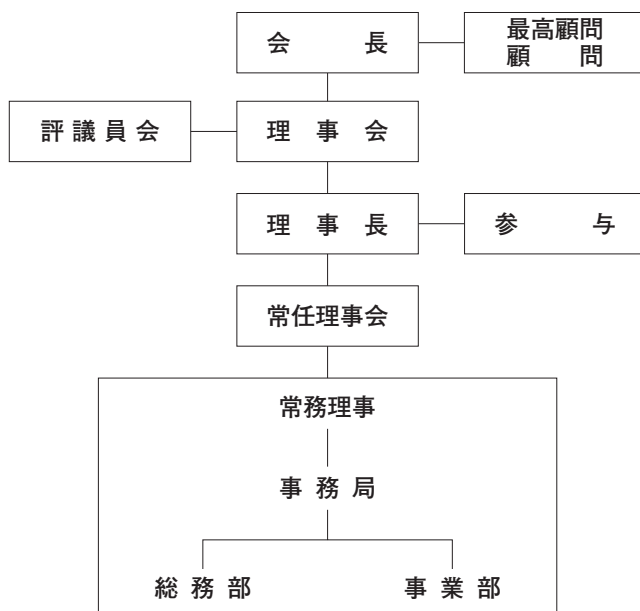
【名 称】 財団法人 伝統文化活性化国民協会

【目 的】 この法人は、全国各地における伝統的な歌、踊り、祭礼、工芸、茶道、華道、武道などの伝統文化の活動の支援、伝統文化の活性化のための普及啓発、研修・交流、調査研究等を通じ、伝統文化の活性化を図り、もって、我が国の文化の向上に寄与することを目的とする。

【代表者】 会長・理事長 平山郁夫

【設 立】 平成13年7月16日

【組織機構図】



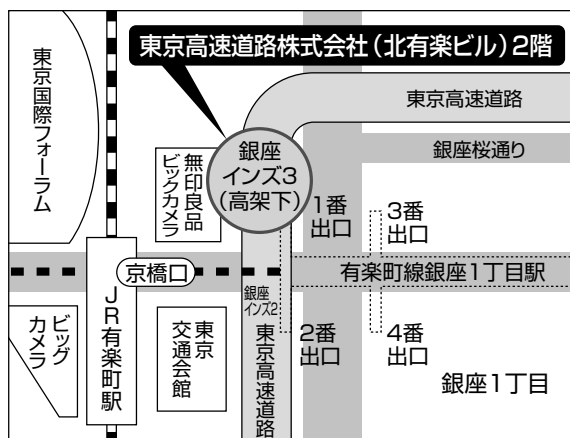
【交通のご案内】

最寄り駅

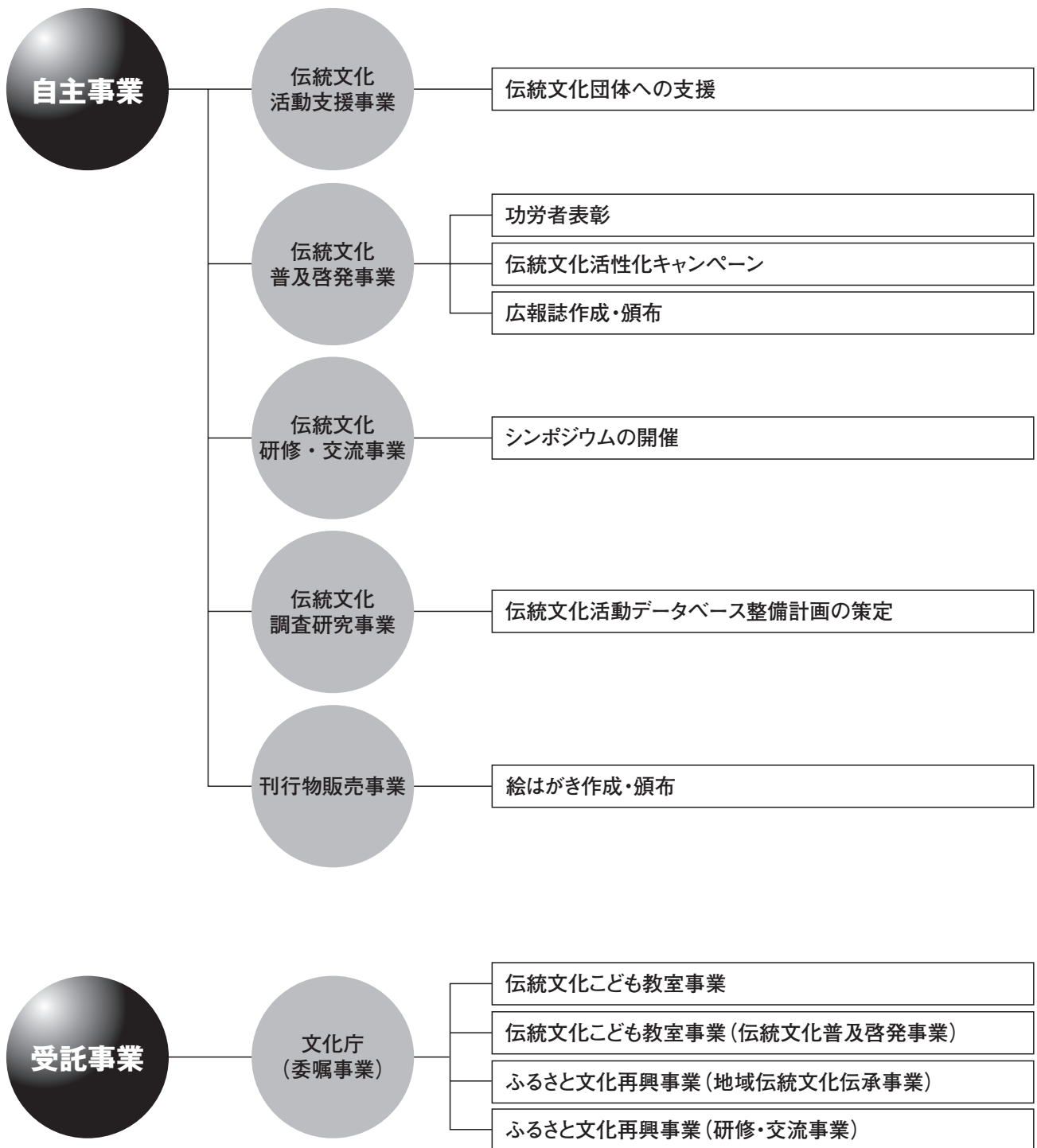
J R 「有楽町駅」下車 京橋口より徒歩3分
地下鉄 有楽町線「銀座1丁目駅」下車
1番出口徒歩2分
丸ノ内線・日比谷線・銀座線
「銀座駅」下車 C9出口徒歩5分

【所在地】

財団法人 伝統文化活性化国民協会
〒104-0061
東京都中央区銀座1丁目2番地先 北有楽ビル 207
電話 (03) 3538-7261 FAX (03) 5250-6680
URL <http://www.kokuminkyokai.or.jp>
E-mail den-koku@kokuminkyokai.or.jp



業務内容



顧問・役員・評議員の紹介

●理事・顧問

【会長・理事長】

平山 郁夫 (財)文化財保護・芸術研究助成財団理事長

●顧問

【最高顧問】

綿貫 民輔 日本伝統文化活性化議員連盟会長

【顧問】

桜井 新 日本伝統文化活性化議員連盟幹事長
豊田 章一郎 トヨタ自動車(株)取締役名誉会長
根本 二郎 日本郵船(株)名誉会長
樋口 廣太郎 アサヒビール(株)前名誉会長

【理事】

菴谷 利夫 (社)全日本郷土芸能協会理事長
石原 信雄 (財)地方自治研究機構会長
犬丸 直 日本芸術院顧問
老川 祥一 読売新聞東京本社 代表取締役社長・編集主幹
小澤 良明 全国史跡整備市町村協議会会長
亀井 久興 日本伝統文化活性化議員連盟会長代理
木村 孟 全国都道府県教育委員会連合会会長
久保庭 信一 (財)伝統文化活性化国民協会常務理事
小島 美子 国立歴史民俗博物館名誉教授
島村 宜伸 (財)日本武道館理事
清水 司 東京家政大学理事長
田中 恆清 (社)日本国際青年文化協会理事長
堤 富男 三菱商事(株)特別顧問
永井 多恵子 日本放送協会副会長
西川 杏太郎 神奈川県立歴史博物館館長
馬田 一 (社)日本鉄鋼連盟 会長
広瀬 道貞 (社)日本民間放送連盟会長
宮田 勇 全国農業協同組合中央会会長
向山 秀昭 (財)国際観光サービスセンター会長
矢部 榮五郎 (財)日本退職公務員連盟専務理事
吉田 弘正 学校法人自治医科大学理事長

●監事

上野 紘志 公認会計士・中央青山監査法人前理事長
岸 曉 (株)三菱東京UFJ銀行相談役

●評議員

【評議員会議長】

加藤 秀俊 元日本育英会会長

【評議員】

植木 浩 元文化庁長官
梅田 貞夫 (社)日本建設業団体連合会会長
圓藤 恭久 (財)神道文化会常務理事
落合 偉洲 (社)全国国宝重要文化財所有者連盟理事長
勝俣 恒久 電気事業連合会会長
加藤 景正 (社)全日本煎茶道連盟理事長
菊池 淡狂 (財)日本民謡協会理事長代行
工藤 和彦 (財)日本いけばな芸術協会相談役
坂本 健 全国民俗芸能保存振興市町村連盟会長
佐々木 幹夫 (社)日本貿易会会長
佐野 文一郎 (社)日本工芸会理事長
庄山 悦彦 (社)日本電機工業会 会長
千 宗左 (財)不審菴理事長
千 宗室 (財)今日庵理事長
高階 秀爾 東京大学名誉教授
富澤 龍一 (社)日本化学工業協会会長
名尾 良泰 (社)日本自動車工業会副会長
中野 博行 (財)ポーラ伝統文化振興財団理事長
野村 興兒 全国伝統的建造物群保存地区協議会会長
藤本 草 (財)日本伝統文化振興財団理事長
町田 勝彦 (社)電子情報技術産業協会会長
松尾 日出子 (財)松尾芸能振興財団理事長
矢野 薫 情報通信ネットワーク産業協会会長
渡 文明 石油連盟会長

(平成19年6月30日現在 敬称略・五十音順)

平成19年度事業計画（概要）

1. 伝統文化活動支援事業

全国各地における伝統的な歌、踊り、祭礼、工芸、茶道、華道、武道などの伝統文化の活動に対する支援等を行う。

2. 伝統文化普及啓発事業

・ 功労者表彰

伝統文化の活性化に尽力するなど、地域文化の振興に貢献した者（特別の事情がある場合は、団体を含む）について表彰し、これを顕彰する。

・ 伝統文化活性化キャンペーン

伝統文化の振興の取組みを全国に広めていくため、新聞・インターネット等による協会の事業等の広報活動を行う。

・ 広報誌の作成、頒布

伝統文化活動等を紹介した広報誌を作成し、全国の自治体・伝統文化団体等に配布することにより、伝統文化活性化の取組みの全国への普及啓発を図る。

3. 伝統文化研修・交流事業

・ 伝統文化活性化シンポジウム

地域の伝統文化活性化に関する取組みや、活性化方策のあり方についての意見交換等を行い相互の交流を図るため、関係者及び一般者の参加による伝統文化活性化のためのシンポジウムを19年度は2回開催する。

4. 伝統文化調査研究事業

無形文化財、無形の民俗文化財、伝統的な技術等の文化財のうち国、都道府県、市町村の指定を受けたもの等に関する文書記録、映像記録、音声記録、音声記録等の所在情報を収集整理して、データベース化し、一般の公開利用に供するシステムを構築する。

5. 刊行物販売事業

・ 「日本のふるさと」絵はがきセットの作成、頒布

当協会発行の広報誌「伝統文化」の表紙などに掲載した平山郁夫画伯の作品を絵はがきセットにし頒布することにより伝統文化活性化諸事業に資する。

6. ふるさと文化再興事業（文化庁委嘱事業）

・ 地域伝統文化伝承事業

地域において、守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図り、一体的・総合的な保存・活用を推進するため、伝統文化の保存・活用のための事業を伝統文化保存団体等に委嘱して実施する。

・ 研修・交流事業

「ふるさと文化再興事業」に関係する都道府県教育委員会等、伝統文化保存団体等の関係者が相互に研修・交流するための事業を実施する。

7. 伝統文化こども教室事業（文化庁委嘱事業）

・ 伝統文化こども教室事業

次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などに学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などの伝統文化に関する活動を計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する事業を実施団体等に委嘱して実施する。

・ 伝統文化普及啓発事業

広く子どもに対する伝統文化の普及と啓発を図るため、指導者の研修、講演会を開催し、ホームページ、リーフレットによる子ども教室事業の広報活動を実施する。

平成19年度収支予算（概要）

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

（単位：千円）

| 科 目 | 予 算 額 | 前年度予算額 （補正後） | 増 減 | 備 考 |
|----------------|------------------|------------------|----------------|---------|
| I 収入の部 | | | | |
| 1. 賛助会員 | 50,000 | 22,060 | 27,940 | |
| 2. 特別寄付金 | 2,500 | 2,500 | 0 | |
| 3. 基本財産運用 | 10 | 10 | 0 | 利息等 |
| 4. 雑収入 | 2 | 2 | 0 | 利息等 |
| 5. 刊行物販売事業 | 5,000 | 2,000 | 3,000 | |
| 6. ふるさと文化再興事業 | 281,880 | 281,880 | 0 | 文化庁委嘱事業 |
| 7. 伝統文化こども教室事業 | 1,686,000 | 1,353,600 | 332,400 | 文化庁委嘱事業 |
| 8. 日本宝くじ協会助成金 | 14,000 | 14,000 | 0 | |
| 9. その他 | 2,000 | 11,000 | △9,000 | |
| 収入合計 | 2,041,392 | 1,687,052 | 354,340 | |

| 科 目 | 予 算 額 | 前年度予算額 （補正後） | 増 減 | 備 考 |
|----------------|------------------|------------------|----------------|---------|
| II 支出の部 | | | | |
| 1. 事業費 | 2,017,880 | 1,667,230 | 350,650 | |
| 伝統文化活動支援事業費 | 20,000 | 6,500 | 13,500 | |
| 伝統文化普及啓発事業費 | 18,000 | 16,000 | 2,000 | |
| 伝統文化研修・交流事業費 | 7,000 | 5,500 | 1,500 | |
| 伝統文化調査研究事業費 | 2,000 | 750 | 1,250 | |
| 刊行物販売事業費 | 3,000 | 3,000 | 0 | |
| ふるさと文化再興事業費 | 281,880 | 281,880 | 0 | 文化庁委嘱事業 |
| 伝統文化こども教室事業費 | 1,686,000 | 1,353,600 | 332,400 | 文化庁委嘱事業 |
| 2. 管理費 | 19,800 | 19,800 | 0 | |
| 3. 予備費等 | 3,712 | 22 | 3,690 | |
| 支出合計 | 2,041,392 | 1,687,052 | 354,340 | |

平成18年度事業報告（概要）

1. 伝統文化活動支援事業

全国各地における伝統文化の活動に対し30件の採択をした。（P10頁参照）

2. 伝統文化普及啓発事業

・ 功労者表彰

地域文化の振興に貢献した者（特別の事情がある場合は、団体を含む。）26件（個人18名、団体8件）の推薦を各都道府県教育委員会教育長からの推薦にもとづき表彰した。（P11頁参照）

・ 伝統文化活性化キャンペーン

伝統文化の再生と地域文化の振興の取組みを全国に広めていくため、新聞・インターネット等による協会の事業等の広報活動を行った。

・ 広報誌の作成・頒布

広報誌「伝統文化」第19号～第22号を各号2万部作成し、全国の自治体や関係団体等へ無償頒布した。

| | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 19号「フォーラム特集号」 (平成18年6月30日刊行) | 20号「こども教室研究協議会特集号」 (平成18年9月30日刊行) |
| 21号「養老孟司・小島美子対談号」 (平成18年12月31日刊行) | 22号「シンポジウム特集号」 (平成19年3月1日刊行) |

3. 伝統文化研修・交流事業

・ 伝統文化活性化シンポジウム

「日本人の死生観」と題するシンポジウムを有楽町朝日ホール（東京）において、約600名の参加者を得て開催した。（P12頁参照）

なお、この内容は、平成18年12月12日（月）に、NHK第1放送及びFMラジオ「ラジオ深夜便」の番組の中で放送された。

4. 伝統文化調査研究事業

全国の伝統文化活動の情報についてのデータベースの蓄積・公開及びこれらを活用した活性化方策について調査研究を行った。

5. 刊行物販売事業

・ 「日本のふるさと」絵はがきセットの作成、頒布

当協会発行の広報誌「伝統文化」の表紙などに掲載した当協会会長・理事長 平山郁夫画伯の作品を第1集、第2集の絵はがきセットとして作成し、頒布した。（P21頁参照）

6. ふるさと文化再興事業（文化庁委嘱事業）

・ 地域伝統文化伝承事業

地域における祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化の継承・発展のための事業を伝統文化保存団体等に251件委嘱し、実施した。

・ 研修・交流事業

「ふるさと文化再興事業」に関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会、伝統文化保存団体等の関係者を集め、東日本地区（新潟県新潟市）、西日本地区（大分県別府市）に分けて開催した。

7. 伝統文化こども教室事業（文化庁委嘱事業）

①子どもたちに、土・日曜日などに学校、文化施設等を拠点とし、伝統文化に関する活動を計画的、継続的に体験させる教室事業を3,365件の実施団体に委嘱し、実施した。

②伝統文化こども教室研究協議会を平成18年11月30日に国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都）において、122名の参加者を得て、開催した。

③伝統文化こども教室交流事業の一環として発表会を平成18年12月25日に富山県富山市にて平成18年度に採択された実施団体36団体を集め開催した。

なお、この内容は富山県内のケーブルテレビに放映された。

平成18年度収支決算（概要）

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

（単位：円）

| 科 目 | 補正予算額 | 決 算 額 | 増 減 | 備 考 |
|-------------------|----------------------|----------------------|--------------------|---------|
| I 収入の部 | | | | |
| 1. 賛助会員 | 22,060,000 | 25,165,000 | △3,105,000 | |
| 2. 特別寄付金 | 2,500,000 | 2,200,000 | 300,000 | |
| 3. 基本財産運用収入 | 10,000 | 47,677 | △37,677 | 利息等 |
| 4. 雑収入 | 2,000 | 11,233 | △9,233 | 利息等 |
| 5. 刊行物販売事業 | 2,000,000 | 2,212,850 | △212,850 | |
| 6. ふるさと文化再興事業 | 281,880,000 | 234,209,040 | 47,670,960 | 文化庁委嘱事業 |
| 7. 伝統文化子ども教室事業 | 1,353,600,000 | 1,303,535,172 | 50,064,828 | 文化庁委嘱事業 |
| 8. 日本宝くじ協会助成金 | 14,000,000 | 14,000,000 | 0 | |
| 本年度収入合計(A) | 1,676,052,000 | 1,581,380,972 | 94,671,028 | |
| 前年度繰越収支差額 | 0 | 22,188,782 | △22,188,782 | |
| 収入合計(B) | 1,676,052,000 | 1,603,569,754 | 72,482,246 | |

| 科 目 | 補正予算額 | 決 算 額 | 増 減 | 備 考 |
|-------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|--------------------------------------|
| II 支出の部 | | | | |
| 1. 事業費 | 1,667,230,000 | 1,569,513,623 | 97,716,377 | |
| 伝統文化活動支援事業費 | 6,500,000 | 6,235,853 | 264,147 | |
| 伝統文化普及啓発事業費 | 16,000,000 | 17,797,729 | △1,797,729 | キャンペーン費、広報誌年4回発行(宝くじ協会助成事業)、功労者表彰事業費 |
| 伝統文化研修・交流事業費 | 5,500,000 | 5,700,107 | △200,107 | シンポジウム関係費 |
| 伝統文化調査研究事業費 | 750,000 | 724,955 | 25,045 | |
| 刊行物販売事業費 | 3,000,000 | 915,479 | 2,084,521 | 印刷費及び販売管理費 |
| ふるさと文化再興事業費 | 281,880,000 | 234,209,040 | 47,670,960 | 文化庁委嘱事業 |
| 伝統文化子ども教室事業費 | 1,353,600,000 | 1,303,930,460 | 49,669,540 | 文化庁委嘱事業 |
| 2. 管理費 | 19,800,000 | 20,665,616 | △865,616 | 常勤2名給与、会議開催費、健康保険料費等 |
| 3. 敷金 | 0 | 2,064,150 | △2,064,150 | |
| 4. 予備費 | 22,000 | 0 | 22,000 | |
| 本年度支出合計(C) | 1,687,052,000 | 1,592,243,389 | 94,808,611 | |
| 本年度収支差額(A)－(C) | △11,000,000 | △10,862,417 | △137,583 | |
| 次年度繰越収支差額(B)－(C) | △11,000,000 | 11,326,365 | △22,326,365 | |

平成18年度伝統文化支援事業採択一覧

| No. | 県名 | 団体名 | 活動名 | 採択額 (円) |
|-----|-----|----------------|---------------------------|------------|
| 1 | 北海道 | 上里獅子舞保存会 | 鹿子舞用具(桶太鼓・衣装)購入事業 | 210,000 |
| 2 | 岩手県 | 笹間大乘神楽保存会 | 笹間大乘神楽用具(権現様)新調事業 | 215,000 |
| 3 | 岩手県 | 金津流鶴羽衣鹿踊り保存会 | 金津流鶴羽衣鹿踊り用具(鹿頭)更新事業 | 224,355 |
| 4 | 宮城県 | 金取代々神楽保存会 | 金取代々神楽用具・衣装整備事業 | 222,000 |
| 5 | 山形県 | 横町神代神楽保存会 | 横町神代神楽小道具・神楽面・衣装・笛等新規購入事業 | 199,500 |
| 6 | 福島県 | 八槻都々古別神社御田植保存会 | 都々古別神社の御田植(太鼓)購入事業 | 162,750 |
| 7 | 栃木県 | 平ヶ崎関白流獅子舞保存会 | 獅子頭内面修理事業 | 200,000 |
| 8 | 群馬県 | 大八木町獅子舞保存会 | 獅子舞用具(獅子頭)修理事業 | 200,000 |
| 9 | 千葉県 | 横町祭礼委員会 | 横町祭礼用具新調事業 | 186,900 |
| 10 | 千葉県 | 上総堀伝承の会 | 上総堀り用等の修理・購入事業 | 212,100 |
| 11 | 新潟県 | 内島見神楽保存会 | 内島見神楽用具購入事業 | 240,000 |
| 12 | 富山 | 熊野神社稚児舞保存会 | 稚児舞用具(横笛)補充事業 | 149,300 |
| 13 | 石川県 | 御願神事保存会 | 御願神事用具衣装購入事業 | 203,625 |
| 14 | 岐阜県 | 金亀台組 | 屋台台名旗復元事業 | 200,000 |
| 15 | 愛知県 | 吉浜細工人形保存会 | 吉浜細工人形展示用背景幕修理事業 | 153,900 |
| 16 | 三重県 | 下稲葉かんこ踊り保存会 | 下稲葉かんこ踊り保存会(太鼓張り替え)修理事業 | 190,300 |
| 17 | 滋賀県 | 近江八幡左義長保存会 | 左義長松明担ぎ棒補修事業 | 160,000 |
| 18 | 大阪府 | 佐野踊り保存会 | 佐野くどき衣装(浴衣)新調事業 | 120,000 |
| 19 | 大阪府 | 寺方提灯踊保存会 | 出演用夏物衣装新調事業 | 114,660 |
| 20 | 兵庫県 | 阿那賀郷土芸能保存会 | 阿那賀郷土芸能用衣装購入事業 | 202,020 |
| 21 | 島根県 | 長谷地区田植ばやし保存会 | 長谷地区田植ばやし伝承活動 | 200,000 |
| 22 | 広島県 | 八幡神社流鏝馬保存会 | 流鏝馬行事の用具補充と充実 | 202,000 |
| 23 | 山口県 | 通津奴道中保存会 | 通津奴道中・用具(大弓)更新事業 | 200,000 |
| 24 | 香川県 | 佐文綾子踊保存会 | 佐文綾子踊用具修理事業 | 152,000 |
| 25 | 愛媛県 | 安田獅子保存会 | 安田獅子太鼓購入事業 | 165,600 |
| 26 | 佐賀県 | 藤木獅子舞保存会 | 獅子舞鉦打衣装・鉦新調事業 | 215,000 |
| 27 | 長崎県 | 宇良浮立保存会 | 浮立用鉦購入事業 | 242,550 |
| 28 | 熊本県 | 大津地藏祭実行委員会 | 大津地藏祭用具(六地藏山車)修理事業 | 460,000 |
| 29 | 大分県 | 平清水赤獅子連 | 平清水獅子舞用具(獅子頭等)修理購入事業 | 250,000 |
| 30 | 宮崎県 | 町区祇園山車保存会 | 祇園山車楽器購入・修繕費 | 190,860 |
| 合 計 | | | | 6,044,420 |

平成18年度地域伝統文化功労者表彰 被表彰者一覧

| No. | 都道府県 (市町村) | 個人・ 団体 | 氏名・団体名 | 年 令 | 現 職 (又は前職) | 分 野 | 活動 年数 |
|-----|-------------------|-----------|----------------|--------|----------------------|-------------|----------|
| 1 | 青森県 (上北郡おいらせ町) | 個人 | 小笠原 正男 | 88 | 百石町郷土芸能連絡協議会会長 | 民俗芸能 | 58年 |
| 2 | 岩手県 (二戸市) | 個人 | 佐藤 正人 | 88 | 天台寺舞楽保存会顧問 | 民俗芸能 | 31年 |
| 3 | 宮城県 (伊具郡丸森町) | 団体 | 山伏神楽保存会 | | | 民俗芸能 | 41年 |
| 4 | 福島県 (会津若松市) | 団体 | 河東町空也光陵会 | | | 民俗芸能 | 84年 |
| 5 | 茨城県 (常陸太田市) | 個人 | 坏 総子 | 84 | 団扇職人 | 伝統工芸 | 28年 |
| 6 | 群馬県 (沼田市) | 個人 | 小野 信太郎 | 74 | 群馬県伝統歌舞伎保存協議会会長 | 民俗芸能 | 57年 |
| 7 | 埼玉県 (秩父市) | 団体 | 秩父歌舞伎正和会 | | | 民俗芸能 | 58年 |
| 8 | 新潟県 (魚沼市) | 個人 | 阪西 省吾 | 79 | (資)みうらや会長・「大の阪の会」相談役 | 伝統文化の 振興 | 55年 |
| 9 | 富山県 (南砺市) | 個人 | 岩崎 喜平 | 56 | 越中五箇山筑子唄保存会事務局長 | 民謡 (地方) | 28年 |
| 10 | 静岡県 (島田市) | 個人 | 弓岡 歌二 | 90 | 島田帯祭保存会相談役 | 民俗芸能 | 59年 |
| 11 | 岐阜県 (恵那市) | 団体 | 大井文楽保存会 | | | 伝統芸能 | 56年 |
| 12 | 滋賀県 (甲賀市) | 個人 | 望月 保 | 80 | 瀧樹神社ケンケト踊り保存会会長 | 民俗芸能 | 21年 |
| 13 | 和歌山県 (東牟婁串本町) | 個人 | 濱 泰央 | 78 | 無職 | 民俗芸能 | 35年 |
| 14 | 鳥根県 (出雲市) | 個人 | 中筋 知巳 | 79 | 無職 | 民俗芸能 | 61年 |
| 15 | 岡山県 (高梁市) | 団体 | 備中神楽成羽保存会 | | | 民俗芸能 | 56年 |
| 16 | 広島県 (尾道市) | 個人 | 寺岡 昭治 | 64 | 備後尾道神楽連絡協議会会長 | 民俗芸能 | 40年 |
| 17 | 山口県 (周南市) | 団体 | 花笠踊保存顕彰会 | | | 民俗芸能 | 48年 |
| 18 | 香川県 (三豊市) | 個人 | 西本 義雄 | 85 | 無職 | 民俗芸能 | 17年 |
| 19 | 愛媛県 (東温市) | 個人 | 池川 昭榮 | 77 | 農業 | 民俗芸能 | 28年 |
| 20 | 高知県 (室戸市) | 団体 | 御田祭保存会 | | | 民俗芸能 | 36年 |
| 21 | 福岡県 (八女市) | 個人 | 近見 秀信 | 82 | 八女福岡の燈籠人形保存会 | 民俗芸能 | 49年 |
| 22 | 佐賀県 (武雄市) | 個人 | 御厨 佐久馬 | 79 | 宇土手荒踊保存会名誉会長 | 民俗芸能 | 48年 |
| 23 | 長崎県 (平戸市) | 個人 | 土肥 テイ | 73 | 田助ハイヤ節保存会会長 | 民俗芸能 | 18年 |
| 24 | 熊本県 (人吉市) | 団体 | 人吉市鬼木町臼太鼓踊り保存会 | | | 民俗芸能 | 43年 |
| 25 | 宮崎県 (西諸県郡高原町) | 個人 | 宮永 久雄 | 72 | 祓川神楽保存会顧問 | 民俗芸能 | 29年 |
| 26 | 沖縄県 (浦添市) | 個人 | 宮里 寛一 | 73 | 浦添市仲西獅子舞保存会会長 | 民俗芸能 | 27年 |

平成18年度伝統文化活性化シンポジウムの開催概要

趣 旨

日本人の宗教感覚はひろやかである。私たちの心の中では、それ程の意識もなく、神道も仏教も、ときには修験道や陰陽道も、また様々な民間信仰からキリスト教さえも、ごく自然に同居している。日本人は古くから世の中のすべてのもの、たとえば風のそよぎにも、また茶碗一つにも、命とか神とか霊のような何かを感じる心をもっていた。それがそういう宗教感覚の奥底に流れているのではないだろうか。そしてこの感じ方は、自然環境を大切にし、異なる宗教の人々とも平和に暮らす気持ちに自然につながる。平成18年度のシンポジウムでは、人々の心の内に一步踏み込むことによって、伝統文化の本質に迫って開催した。

■テーマ「日本人の死生観」

1. 主 催 財団法人伝統文化活性化国民協会
2. 後 援 文化庁、NHK、読売新聞社
3. 日 時 平成18年11月12日（日） 13：30～17：00
4. 場 所 有楽町朝日ホール
(東京都千代田区有楽町2-5-1 (有楽町マリオン11階))
5. 参加者 約600名
6. 講演者等
 - 主催者挨拶 加藤 秀俊氏 (財)伝統文化活性化国民協会評議員会議長)
 - パネルディスカッション
コーディネーター
小島 美子氏 (国立歴史民俗博物館名誉教授)
パネリスト
藪田 稔氏 (京都大学名誉教授)
崔 吉城氏 (東亜大学教授)
内藤 正敏氏 (東北芸術工科大学大学院教授・写真家)
山折 哲雄氏 (宗教学者)
 - 伝統芸能鑑賞 盲僧琵琶「釈文 神名帳」永田 法順氏

これまでのあゆみ

| | | |
|-------------|--|--|
| 平成12年2月15日 | 綿貫民輔、亀井久興をはじめとする国会議員（117名）による日本伝統文化活性化議員連盟（綿貫民輔会長）が発足、総会において日本の伝統文化活性化のため、財団設立を提言 | |
| 平成12年12月15日 | 日本伝統文化活性化議員連盟の提言を受け設立準備室を設置。設立に向けて準備を開始（所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目5番9号） | |
| 平成13年3月13日 | 財団法人の設立許可申請を行うための財団法人伝統文化活性化国民協会（仮称）設立発起人会を開催 綿貫民輔、亀井久興、石原信雄が呼掛人となり、設立発起人9名 設立代表者として平山郁夫を選任 運営活動費の確保のため、賛助会員制度を設け、会員募集を開始 | |
| 平成13年6月6日 | 日本伝統文化活性化議員連盟第2回総会開催 | |
| 平成13年7月16日 | 財団法人伝統文化活性化国民協会設立許可 | |
| 平成13年7月18日 | 文化庁長官より平山郁夫設立代表に対し許可書の交付 | |
| 平成13年7月25日 | 第1回理事会、第1回評議員会開催 会長・理事長に平山郁夫理事、最高顧問に綿貫民輔顧問、評議員会議長に加藤秀俊をそれぞれ選任 | |
| 平成13年9月14日 | 広報誌「伝統文化 創刊号」刊行 | |
| 平成13年11月17日 | 伝統文化活性化シンポジウム開催 テーマ「伝統文化をどう考える？」 | |
| 平成13年12月20日 | 第1回常任理事会開催 | |
| 平成13年12月27日 | 平成13年度ふるさと文化再興事業の委託を受け事業開始 | |
| 平成14年1月4日 | 平成13年度伝統文化活動支援事業開始 | |
| 平成14年1月21日 | 第1回伝統文化活動データベース整備検討委員会開催 | |
| 平成14年1月28日 | 第1回伝統文化活動支援団体等選考委員会開催 | |
| 平成14年2月 | ホームページ開設 | |
| 平成14年2月20日 | 日本伝統文化活性化議員連盟総会開催 | |
| 平成14年2月25日 | 広報誌「伝統文化 No.2 シンポジウム特集号」刊行 第2回常任理事会開催 | |
| 平成14年3月7日 | 平成13年度ふるさと文化再興事業「地域伝統文化活性化フォーラム」開催 | |
| 平成14年3月15日 | 第2回理事会、第2回評議員会開催 | |
| 平成14年3月27日 | 第2回伝統文化活動データベース整備検討委員会開催 | |
| 平成14年4月3日 | 日本伝統文化活性化議員連盟総会開催 | |
| 平成14年5月14日 | 第3回常任理事会開催 | |
| 平成14年6月7日 | 第3回理事会、第3回評議員会開催 | |
| 平成14年6月28日 | 広報誌「伝統文化 No.3 フォーラム特集号」刊行 | |
| 平成14年7月2日 | 第4回常任理事会開催 | |
| 平成14年7月22日 | 日本伝統文化活性化議員連盟総会開催 | |
| 平成14年8月20日 | 第5回常任理事会開催 広報誌「伝統文化 No.4」刊行 | |
| 平成14年9月19日 | 河合隼雄文化庁長官と当協会小島美子理事との対談開催 | |
| 平成14年11月9日 | 伝統文化活性化シンポジウム開催 テーマ「山と森の生み出した伝統文化」 | |
| 平成14年11月26日 | 第6回常任理事会開催 平成14年度表彰選考委員会開催 | |
| 平成14年12月1日 | 広報誌「伝統文化 No.5」刊行 | |
| 平成15年1月10日 | 第7回常任理事会開催 | |
| 平成15年1月17日 | 平成14年度ふるさと文化再興事業九州地区「地域伝統文化活性化フォーラム」を佐賀県鹿島市で開催 | |
| 平成15年1月31日 | 平成14年度ふるさと文化再興事業北海道・東北地区「地域伝統文化活性化フォーラム」を岩手県盛岡市で開催 広報誌「伝統文化 No.6 シンポジウム特集号」刊行 | |
| 平成15年2月12日 | 平成14年度ふるさと文化再興事業全国「地域伝統文化活性化フォーラム」を東京都で開催 | |
| 平成15年2月19日 | 日本伝統文化活性化議員連盟総会開催 | |
| 平成15年2月26日 | 第8回常任理事会開催 | |
| 平成15年3月1日 | 平成14年度功労者表彰（伝達は各県教育長に委嘱） | |
| 平成15年3月11日 | 伝統文化活動データベース整備検討委員会開催 | |
| 平成15年3月20日 | 第4回理事会、第4回評議員会開催 | |
| 平成15年4月1日 | 中央区銀座1丁目2番地先北有楽ビル207へ事務所移転 伝統文化こども教室事業の委託を受け、事業開始 | |
| 平成15年4月16日 | 第9回常任理事会開催 | |
| 平成15年5月27日 | 第10回常任理事会開催 | |
| 平成15年6月9日 | 第5回理事会、第5回評議員会開催 | |
| 平成15年6月20日 | 平成15年度第1回伝統文化こども教室選考委員会開催 | |
| 平成15年6月30日 | 広報誌「伝統文化 No.7 フォーラム特集号」刊行 | |
| 平成15年7月17日 | 特定公益増進法人認定 | |
| 平成15年8月8日 | 第11回常任理事会開催 | |
| 平成15年8月20日 | 平成15年度第2回伝統文化こども教室選考委員会開催 | |
| 平成15年8月31日 | 広報誌「伝統文化 No.8」刊行 | |
| 平成15年9月10日 | 平成15年度第3回伝統文化こども教室選考委員会開催 | |
| 平成15年9月19日 | 第12回常任理事会開催 | |
| 平成15年11月1日 | 伝統文化活性化シンポジウム開催 テーマ「海が運び、育てた伝統文化」 | |

| | | | |
|-------------|--|-------------|---|
| 平成15年11月26日 | 第13回常任理事会開催 | | を東京都で開催を東京都で開催 |
| 平成15年12月22日 | 伝統文化活動支援団体等選考委員会開催 | 平成17年2月4日 | 平成16年度第7回常任理事会開催 |
| 平成15年12月31日 | 広報誌「伝統文化No.9」刊行 | 平成17年2月14日 | 第8回理事会、第8回評議員会開催 |
| 平成16年1月9日 | 第14回常任理事会開催 平成15年度表彰選考委員会開催 | 平成17年2月21日 | 平成16年度伝統文化こども教室研究協議会開催 |
| 平成16年1月27日 | 第1回伝統文化活動データベース整備検討委員会開催 | 平成17年2月28日 | 広報誌「伝統文化 No.14 シンポジウム特集号」刊行 |
| 平成16年2月10日 | 第15回常任理事会開催 | 平成17年3月1日 | 平成16年度功労者表彰（伝達は各県教育長に委嘱） |
| 平成16年2月18日 | 日本伝統文化活性化議員連盟総会開催 | 平成17年3月30日 | 平成16年度伝統文化こども教室実施状況視察「日本舞踊こども教室」（花柳千代舞踊研究所・東京都） |
| 平成16年2月23日 | 平成15年度ふるさと文化再興事業 全国「伝統文化活性化フォーラム」を岐阜県可児市で開催 | 平成17年3月31日 | 平成16年度伝統文化こども教室事例集『伝統文化をこどもに』刊行 |
| 平成16年3月1日 | 平成15年度功労者表彰（伝達は各県教育長に委嘱） | 平成17年4月19日 | 平成17年度伝統文化こども教室選考委員会開催 |
| 平成16年3月2日 | 第6回理事会、第6回評議員会開催 | 平成17年4月26日 | 平成17年度第1回常任理事会開催 |
| 平成16年3月15日 | 平成15年度伝統文化こども教室関連事業企画委員会開催 | 平成17年5月27日 | 平成17年度第2回常任理事会開催 |
| 平成16年3月16日 | 第2回伝統文化活動データベース整備検討委員会開催 | 平成17年6月6日 | 第9回理事会、第9回評議員会開催 |
| 平成16年3月31日 | 広報誌「伝統文化 No.10 シンポジウム特集号」刊行 平成15年度「伝統文化こども教室」事例集『伝統文化をこどもに』刊行 | 平成17年6月24日 | 特定公益増進法人認定更新 |
| 平成16年4月14日 | 平成16年度伝統文化こども教室選考委員会開催 | 平成17年6月30日 | 広報誌「伝統文化 No.15 フォーラム特集号」刊行 |
| 平成16年4月21日 | 第16回常任理事会開催 | 平成17年7月22日 | 平成17年度第3回常任理事会開催 |
| 平成16年5月24日 | 第17回常任理事会開催 | 平成17年9月13日 | 平成17年度ふるさと文化再興事業企画委員会開催 |
| 平成16年5月31日 | 第7回理事会、第7回評議員会開催 | 平成17年9月14日 | 平成17年度第4回常任理事会開催 |
| 平成16年6月30日 | 広報誌「伝統文化 No.11 フォーラム特集号」刊行 | 平成17年9月22日 | 平成17年度伝統文化こども教室関連事業企画委員会開催 |
| 平成16年7月13日 | 第18回常任理事会開催 | 平成17年9月30日 | 広報誌「伝統文化 No.16 伝統文化こども教室特集号」刊行 |
| 平成16年8月27日 | 平成16年度ふるさと文化再興事業企画委員会開催 平成16年度伝統文化こども教室関連事業企画委員会開催 | 平成17年10月29日 | 伝統文化活性化シンポジウム開催 テーマ「伝統文化の東西南北」 |
| 平成16年8月31日 | 広報誌「伝統文化No.12」刊行 | 平成17年12月15日 | 平成17年度伝統文化活動支援団体等選考委員会開催 |
| 平成16年9月3日 | 平成16年度第4回常任理事会開催 | 平成18年1月1日 | 広報誌「伝統文化 No.17」刊行 |
| 平成16年10月19日 | 平成16年度第5回常任理事会開催 | 平成18年1月11日 | 平成17年度第5回常任理事会開催 平成17年度表彰選考委員会開催 |
| 平成16年11月6日 | 伝統文化活性化シンポジウム開催 テーマ「再検討、稲作農耕文化」 | 平成18年2月3日 | 平成17年度ふるさと文化再興事業 西日本地区「地域伝統文化活性化フォーラム」を兵庫県神戸市で開催 |
| 平成16年12月1日 | 日本伝統文化活性化議員連盟総会開催 | 平成18年2月6日 | 平成17年度第6回常任理事会開催 |
| 平成16年12月14日 | 平成16年度伝統文化活動支援団体等選考委員会開催 | 平成18年2月15日 | 第10回理事会、第10回評議員会開催 |
| 平成16年12月25日 | 広報誌「伝統文化No.13」刊行 平山郁夫画絵はがきセット「日本のふるさと」頒布開始 | 平成18年2月22日 | 平成17年度伝統文化こども教室研究協議会開催 |
| 平成17年1月6日 | 平成16年度第6回常任理事会開催 平成16年度表彰選考委員会開催 | 平成18年2月24日 | 平成17年度ふるさと文化再興事業 東日本地区「地域伝統文化活性化フォーラム」を東京都で開催 |
| 平成17年1月19日 | 伝統文化活動データベース整備検討委員会開催 | 平成18年3月1日 | 平成17年度功労者表彰（伝達は各県教育長に委嘱） |
| 平成17年1月31日 | 平成16年度ふるさと文化再興事業 全国「地域伝統文化活性化フォーラム」 | 平成18年3月1日 | 広報誌「伝統文化 No.18 シンポジウム特集号」刊行 |
| | | 平成18年3月15日 | 伝統文化活動データベース整備検討委 |

平成18年3月22日 委員会開催
 平成18年3月22日 平成17年度第7回常任理事会開催
 平成18年3月30日 平成17年度第2回ふるさと文化再興事業企画委員会開催
 平成18年3月31日 平成17年度伝統文化こども教室事例集『伝統文化をこどもに』刊行

平成18年度

平成18年4月20日 平成18年度伝統文化こども教室選考委員会を開催
 平成18年5月12日 平成18年度第1回伝統文化こども教室関連事業企画委員会を開催
 平成18年5月22日 平成18年度第1回常任理事会を開催
 平成18年6月2日 第11回理事会・評議員会を開催
 平成18年6月30日 広報誌「伝統文化No.19 フォーラム特集号」刊行
 平成18年7月3日 平成18年度第2回常任理事会を開催
 平成18年7月10日 平成18年度伝統文化こども教室事業事務説明会を大阪府で実施。
 平成18年7月25日 平成18年度ふるさと文化再興事業第1回企画委員会を開催
 平成18年8月1日 平成18年度伝統文化こども教室事業事務説明会を兵庫県で実施
 平成18年8月4日 平成18年度伝統文化こども教室事業事務説明会を埼玉県で実施
 平成18年8月29日 平成18年度第2回伝統文化こども教室関連事業企画委員会を開催
 平成18年9月20日 平成18年度伝統文化活動支援団体等選考委員会を開催
 平成18年9月21日 平成18年度ふるさと文化再興事業第2回企画委員会を開催
 平成18年9月26日 平成18年度第3回常任理事会を開催
 平成18年9月30日 広報誌「伝統文化No.20 伝統文化こども教室研究協議会特集号」刊行
 平成18年10月26日 「日本伝統文化活性化議員連盟」総会を開催
 平成18年11月12日 伝統文化活性化シンポジウム テーマ「日本人の死生観」を開催
 平成18年11月30日 平成18年度「伝統文化こども教室研究協議会」を開催
 平成18年12月25日 文化庁委嘱事業「伝統文化こども教室研究協議会 in 富山」を開催
 平成18年12月31日 広報誌「伝統文化No.21 養老孟司×小島美子 対談号」刊行
 平成19年1月10日 平成18年度第4回常任理事会を開催
 平成19年1月26日 平成18年度表彰選考委員会を開催
 平成19年1月26日 平成18年度ふるさと文化再興事業 東日本地区「地域伝統文化活性化フォーラム」を新潟県で開催
 平成19年2月5日 平成18年度ふるさと文化再興事業 西日本地区「地域伝統文化活性化フォーラム」を大分県で開催

平成19年2月16日 第12回理事会・評議員会を開催
 平成19年3月1日 平成18年度功労者表彰26件（伝達は、各教育長等に委嘱）
 平成19年3月8日 平成18年度第1回データベース整備検討委員会を開催
 平成19年3月29日 平成18年度第3回伝統文化こども教室関連事業企画委員会を開催

寄附行為

(平成13年7月16日許可)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人伝統文化活性化国民協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区銀座一丁目2番地先に置く。

(目的)

第3条 この法人は、全国各地における伝統的な歌、踊り、祭礼、工芸、茶道、華道、武道などの伝統文化の活動の支援、伝統文化の活性化のための普及啓発、研修・交流、調査研究等を通じ、伝統文化の活性化を図り、もって、我が国の文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 伝統文化に関する活動に対する支援
- 二 伝統文化に関する普及啓発
- 三 伝統文化に関する研修及び交流
- 四 伝統文化に関する調査研究
- 五 その他目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 財産から生ずる収入
- 三 事業に伴う収入
- 四 寄附金品
- 五 その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、安全確実な方法により保管しなければならない。

(基本財産の処分制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会及び評議員会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の監査を受け、理事会及び評議員会の議決を経て、毎会計年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(外部監査)

第14条 会計監査については、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(会長)

第16条 この法人に、会長1名を置く。

2 会長は、理事会の議決に基づき理事長が委嘱する。

- 3 会長は、この法人の業務を総覧する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
(役員)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 18名以上23名以内(うち理事長1名)
- 二 監事 2名
(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長を定める。

- 2 理事長は、理事のうちから常務理事を定めることができる。
- 3 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者その他特別の関係のある者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
(理事の職務)

第19条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌理する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
(監事の職務)

第20条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること
- 三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を召集すること
(役員の任期)

第21条 この法人の役員の前任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の前任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、その辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
(役員の前任期)

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
(役員の前任期)

第23条 常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員の前任期その他前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。
(評議員の前任期)

第24条 この法人には、評議員25名以上35名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員のうち、同一の親族、特定の企業の関係者その他特別の関係にある者が占める割合は、それぞれ評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 5 第21条及び第22条の規定は、評議員について準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
(評議員の前任期)

第25条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問及び最高顧問)

第26条 この法人に顧問及び最高顧問を置くことができる。

- 2 顧問及び最高顧問は、理事会の議決に基づき理事長が委嘱する。
- 3 その他顧問及び最高顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。
(職員)

第27条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とすることができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第4章 会議

(理事会の招集等)

第28条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。
(理事会の定足数等)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある

場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- 三 審議事項及び議決事項
- 四 議事の経過の概要及びその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

(評議員会)

第32条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算に関する事項
 - 二 事業報告及び収支決算に関する事項
 - 三 基本財産についての事項
 - 四 長期借入金についての事項
 - 五 第一号、第三号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - 六 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 第28条から前条までの規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選で定める。

第5章 賛助会員

(賛助会員)

第33条 この法人の趣旨に賛同する団体又は個人は、この法人の賛助会員になることができる。

- 2 賛助会員は賛助会費を納めるものとする。
- 3 この法人の賛助会員に関する細則は、理事会において別途定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第35条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第36条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 補則

(書類及び帳簿の備付け等)

第37条 この法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。但し、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- 一 寄附行為
- 二 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- 三 財産目録
- 四 資産台帳及び負債台帳
- 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 六 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- 七 官公署往復書類
- 八 収支予算書及び事業計画書
- 九 収支計算書及び事業報告書
- 十 貸借対照表
- 十一 正味財産増減計算書
- 十二 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類、及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号及び第3号の書類、同項第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(委任)

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立代表者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 4 第 18 条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は次の通りとする。この場合の役員の任期は第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。

| | |
|-----|---------|
| 理 事 | 菴 谷 利 夫 |
| 理 事 | 石 原 信 雄 |
| 理 事 | 犬 丸 直 |
| 理 事 | 上 野 博 史 |
| 理 事 | 大 川 靖 則 |
| 理 事 | 亀 井 久 興 |
| 理 事 | 菅 野 洋 史 |
| 理 事 | 木 村 尚三郎 |
| 理 事 | 久保庭 信 一 |
| 理 事 | 小 島 美 子 |
| 理 事 | 酒 井 昭 |
| 理 事 | 清 水 司 |
| 理 事 | 田 中 恆 清 |
| 理 事 | 千 速 晃 |
| 理 事 | 堤 富 雄 |
| 理 事 | 富 田 武 忠 |
| 理 事 | 西 川 杏太郎 |
| 理 事 | 平 山 郁 夫 |
| 理 事 | 堀 川 吉 則 |
| 理 事 | 三 塚 博 |
| 理 事 | 三 善 晃 |
| 理 事 | 向 山 秀 昭 |
| 理 事 | 吉 田 弘 正 |
| 監 事 | 上 野 紘 志 |
| 監 事 | 岸 曉 |

- 5 この法人の設立当初の評議員は、第 24 条の規定にかかわらず、設立代表者の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の顧問は、第 26 条の規定にかかわらず、設立代表者の定めるところによる。
- 7 この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 7 月 13 日
設立代表者

寄附行為附則第 5 号の規定により、この法人の設立当初の評議員は、第 24 条の規定にかかわらず、次の通りとする。この場合の評議員の任期は寄附行為第 24 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。

| | |
|-----|---------|
| 評議員 | 石 塚 輝 雄 |
| 評議員 | 石 山 博 |
| 評議員 | 植 木 浩 |
| 評議員 | 大 井 鋼 悦 |
| 評議員 | 岡 部 敬一郎 |
| 評議員 | 奥 田 碩 |
| 評議員 | 香 西 昭 夫 |
| 評議員 | 加 藤 秀 俊 |
| 評議員 | 菊 地 淡 狂 |
| 評議員 | 黒河内 茂 |
| 評議員 | 工 藤 和 彦 |
| 評議員 | 笹 川 鎮 江 |
| 評議員 | 関 澤 義 |
| 評議員 | 千 宗 左 |
| 評議員 | 千 宗 之 |
| 評議員 | 高 階 秀 爾 |
| 評議員 | 田 原 昭 之 |
| 評議員 | 西 室 泰 三 |
| 評議員 | 野 村 興 兒 |
| 評議員 | 平 島 治 |
| 評議員 | 松 浦 國 男 |
| 評議員 | 松 尾 日出子 |
| 評議員 | 南 直 哉 |
| 評議員 | 宮 原 賢 次 |
| 評議員 | 森 下 洋 一 |
| 評議員 | 安 嶋 彌 |

平成 13 年 7 月 13 日
設立代表者

寄附行為附則第 6 号の規定により、この法人の設立当初の顧問は第 26 条の規定にかかわらず次の通りとする。この場合の顧問の任期は寄附行為第 26 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。

| | |
|-----|---------|
| 顧 問 | 桜 井 新 |
| 顧 問 | 島 村 宜 伸 |
| 顧 問 | 豊 田 章一郎 |
| 顧 問 | 根 本 二 郎 |
| 顧 問 | 樋 口 廣太郎 |
| 顧 問 | 平 岩 外 四 |
| 顧 問 | 柳 川 覺 冶 |
| 顧 問 | 綿 貫 民 輔 |

賛助会員・寄付金状況等

賛助会費、寄付金入金状況

(単位：千円)

| | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 法人会員 | 22,800 | 16,800 | 19,300 | 17,300 | 14,500 | 15,600 |
| 団体会員 | 2,410 | 2,410 | 2,810 | 3,010 | 3,470 | 3,160 |
| 個人会員 | 1,070 | 1,120 | 2,785 | 5,536 | 6,543 | 6,405 |
| 特別寄付金 | 25,680 | 12,700 | 13,966 | 7,800 | 1,735 | 2,200 |
| 合計 | 51,960 | 33,030 | 38,861 | 33,646 | 26,248 | 27,365 |

賛助会員数

(単位：件)

| | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|------|------|------|------|------|------|-----------|
| 法人会員 | 41 | 40 | 39 | 38 | 35 | 33 (27) |
| 団体会員 | 28 | 29 | 35 | 41 | 42 | 37 (34) |
| 個人会員 | 78 | 127 | 263 | 521 | 652 | 735 (592) |
| 合計 | 147 | 196 | 337 | 600 | 729 | 805 (653) |

※ () 内は実納入者

絵はがきセット売上状況

| 平成 16 年度 | | | | |
|---------------|----------|----------|----------|-----------|
| 商品名 | 製作数(セット) | 在庫数(セット) | 売上数(セット) | 売上金額(円) |
| 「日本のふるさと」 第一集 | 5,000 | 0 | 5,000 | 3,151,960 |
| 平成 17 年度 | | | | |
| 商品名 | 製作数(セット) | 在庫数(セット) | 売上数(セット) | 売上金額(円) |
| 「日本のふるさと」 第一集 | 10,000 | 4,688 | 5,312 | 3,137,870 |
| 「日本のふるさと」 第二集 | 10,000 | 6,828 | 3,172 | 1,990,960 |
| 合計 | 20,000 | 11,516 | 8,484 | 5,128,830 |
| 平成 18 年度 | | | | |
| 商品名 | 製作数(セット) | 在庫数(セット) | 売上数(セット) | 売上金額(円) |
| 「日本のふるさと」 第一集 | 0 | 2,633 | 1,567 | 992,670 |
| 「日本のふるさと」 第二集 | 0 | 4,730 | 1,576 | 974,160 |
| 合計 | 0 | 7,363 | 3,143 | 1,966,830 |

賛助会員と寄付の募集について

賛助会員、寄付金について

財団法人伝統文化活性化国民協会では、賛助会員（法人・団体・個人）の方々からの賛助会費および個人等の寄付による資金により運営されています。

何卒、当協会の活動趣旨に御賛同の上、賛助会員として御入会いただき、事業活動への一層の御支援をお願い申し上げます。

賛助会員入会方法

●入会資格

当協会の事業目的の趣旨に賛同する法人・団体又は個人

●会員の種類

・正会員（法人、団体、個人）

●会費

正会員①法人会員・・・年額1口50万円

②団体会員・・・年額1口10万円

③個人会員・・・年額1口1万円

※但し、事情に応じ協議させていただきます。

●入会手続き

入会申込書並びに資料をお送りしますので、大変お手数ですが、下記事務所まで御連絡下さい。

なお、当協会は、特定公益増進法人の認定を受けておりましたが、現在更新の手続きを行っております。

※賛助会費並びに寄付のお振込につきましては、下記の銀行口座及び郵便振替にて受け付けております。

口座名義 財団法人伝統文化活性化国民協会

理事長 平山 郁夫

振込先 ・三菱東京UFJ銀行 京橋支店 普 2691380

口座名 財団法人伝統文化活性化国民協会 会員・寄附口 会長・理事長 平山郁夫

・三井住友銀行 京橋支店 普 8006831

口座名 財団法人伝統文化活性化国民協会

・みずほ銀行 銀座中央支店 普 8074893

口座名 財団法人伝統文化活性化国民協会 理事長 平山郁夫

・郵便振替 京橋郵便局 00180-2-333228

口座名 財団法人伝統文化活性化国民協会

寄付の申し込みについて

当協会では、賛助会員以外の方々からも寄付を受け付けております。

寄付の手続きにつきましては、賛助会員の入会申込と同様の手続きになります。

●会員並びに寄付者の方々へ

①感謝状の送付

②当協会出版物の送付【広報誌（年4回）、事例集など】

③平山郁夫画伯の絵はがきセットの送付

④国立博物館（東京、京都、奈良、九州）への優待。

⑤イベント（シンポジウムなど）への招待。

お問合せ先

（財）伝統文化活性化国民協会
〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目2番地先 北有楽ビル207

TEL 03-3538-7261 FAX 03-5250-6680

URL <http://www.kokuminkyokai.or.jp>

E-mail den-koku@kokuminkyokai.or.jp

発行日 平成 19 年 6 月 30 日
編 集 財団法人伝統文化活性化国民協会
発 行 財団法人伝統文化活性化国民協会
〒104-0061
東京都中央区銀座 1 丁目 2 番地先北有楽ビル 207
TEL 03-3538-7261 FAX 03-5250-6680